

# 再度入札の取り扱いについて

1 回目の開札の結果で予定価格に達しないときの再度入札の取り扱いは次のとおりです。なお、予定価格を事前公表する入札（建設工事及び建設工事等業務委託に係る入札）については、再度入札は行いません。

## 再入札のながれ

- 1 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに電子入札システムによる再度入札を行います。
- 2 再度入札の開札日は、初回開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）の同時刻とし、入札締切日時はその10分前とします。  
なお、再度入札の開札時刻前でも、すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札するものとします。
- 3 再度入札の回数は1回までとします。
- 4 1 回目の入札に参加した者で入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとします。
- 5 再度入札の結果、落札者がいないときは、最低（最高）価格提示者に見積依頼通知書を発行します。

### 館山市電子調達システム運用基準（抜粋）

#### 3-6-5 再度入札について

館山市は再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより、再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の提出期限は、原則として初回開札日の翌日以降とする。

ただし、館山市が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は、見積依頼通知書に明記してある場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

#### 3-6-6 不落随意契約について

館山市は、不落随意契約（落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。））に移行する場合、電子入札システムにより見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムより見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下のとおり処理を行うものとする。

ただし、下記の処理を行わない場合、不落随意契約参加意思のない者と見なすものとする。

- ①見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと
- ②見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること

令和6年4月1日作成